

(参考) 区域区分の概要

都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができる。ただし、三大都市圏の既成市街地・近郊整備地帯等の区域や指定都市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域については、区域区分を定めることとされている。【都市計画法第7条第1項】

市街化区域

【都市計画法第7条第2項】

1) 既に市街地を形成している区域

(既成市街地及びこれに接続して現に市街化しつつある区域)

⇒40人/ha、3,000人以上等 【都市計画法施行令第8条第1項第1号、同法施行規則8条】

2) 概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

⇒集团的優良農地、溢水・湛水・津波・高潮等のおそれのある土地等は含めない

【都市計画法施行令第8条第1項第2号】

市街化調整区域

【都市計画法第7条第3項】

市街化を抑制すべき区域

● 区域区分の設定

区域区分の設定にあたっては、「当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口及び産業の将来の見通し等を勘案して、産業活動の利便と居住環境の保全との調和を図りつつ、国土の合理的利用を確保し、効率的な公共投資を行うことができるように定める」ことが求められている。【都市計画法第13条第1項第2号】

● 区域区分のイメージ



(参考) 都市計画の体系

- 都市計画区域とは、市町村の行政区域にとられず、実質上一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要のある区域として都道府県が指定するもの
- 都市計画区域マスタープランとは、都市計画区域全体を対象に、一市町村を超える広域的観点から、都市計画の基本的な方針として都道府県等が定めるもの
- 区域区分とは、都市の発展の動向、都市計画区域における人口及び産業の将来の見通し等を勘案して定めるものであることから、広域的な観点から判断を行う都道府県等を決定主体としている

都市計画区域

都市計画区域マスタープラン
(整備、開発及び保全の方針)

区域区分

● 都市計画区域【都市計画法第5条】

指定権者: 都道府県

内 容: 1) 中心の市街地を核とし、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全すべき区域
2) 新たに開発し、及び保全する必要がある区域

区域数: 1,003区域(R2.3.31現在)

● 都市計画区域マスタープラン(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

【都市計画法第6条の2】

決定権者: 都道府県等(※策定区域が指定都市の区域内に限られる場合は指定都市)

内 容: 都市計画区域毎に、都市計画の基本的な方向性を示す方針。
個々の都市計画等(地域地区、都市施設など)は、当該方針に即したものでなければならない。

定める事項 ※②・③は定めるよう努める事項

- ① 区域区分の決定の有無及び区域区分を定めるときはその方針
- ② 都市計画の目標
- ③ 土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

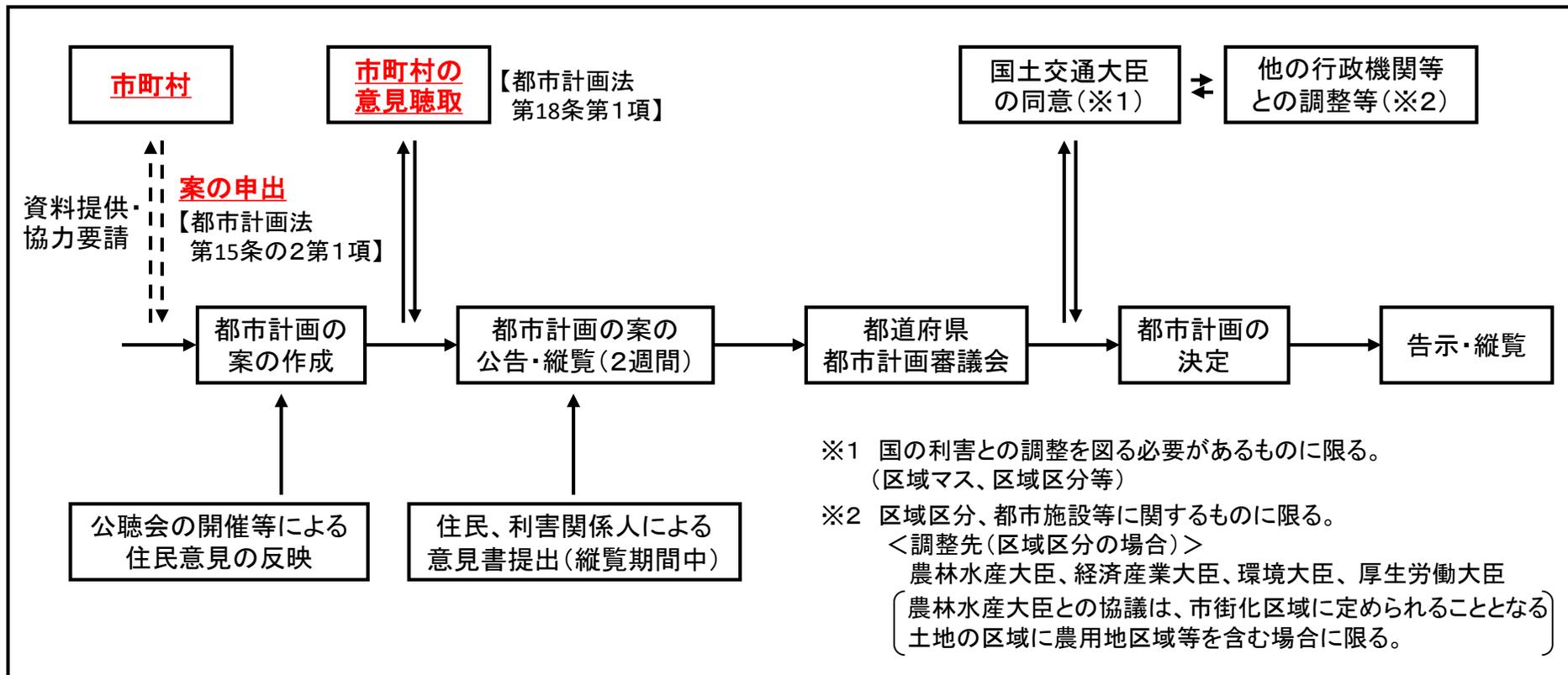
● 区域区分【都市計画法第7条】

決定権者: 都道府県等(※指定都市の区域においては、指定都市)

内 容: 市街化区域と市街化調整区域との区分を定めるもの。
当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口及び産業の将来の見通し等を勘案して、産業活動の利便と居住環境の保全との調和を図りつつ、国土の合理的利用を確保し、効率的な公共投資を行うことができるように定める。

(参考) 都道府県の都市計画決定手続に係る市町村との調整について

● 手続の流れ



29

※参考 都市計画法(抜粋)

(都道府県の都市計画の案の作成)

第十五条の二 市町村は、必要があると認めるときは、都道府県に対し、都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができる。

2(略)

(都道府県の都市計画の決定)

第十八条 都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。

2~4(略)

(参考) 開発許可制度の概要

目的

- 良好な宅地水準を確保し、良好な市街地の形成を図る。
- 市街化調整区域における開発行為等を抑制し、区域区分制度の趣旨を担保する。

規制内容

開発行為をしようとする場合には、開発許可権者の許可を得なければならない。

許可権者

都道府県知事又は指定都市、中核市、施行時特例市若しくは事務処理市町村(地方自治法第252条の17の2)の長

対象行為

一定規模以上の開発行為

:主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更

➢ 駅舎、図書館等の公共公益施設等は、開発許可不要

都市計画区域	線引き都市計画区域	市街化区域	1,000㎡(三大都市圏の既成市街地・近郊整備地帯等は500㎡)以上の開発行為 ※開発許可権者が条例で300㎡まで引下げ可	技術基準適用	—
		市街化調整区域	原則として全ての開発行為		立地基準適用

基準

技術基準 道路・公園・給排水施設等の確保、防災上の措置等に関する基準【都市計画法第33条】 ⇒良質な宅地水準を確保

立地基準 市街化調整区域において許容される開発行為の類型を定める基準【都市計画法第34条】

⇒市街化を抑制すべき市街化調整区域の性格を担保

● 市街化調整区域内で許可できる開発行為

1. 市街化調整区域において許可を受けることができる開発行為は、以下のような建物を建設するための行為であり、都市計画法第34条に各号列記されている。

- 第1号 周辺居住者の生活に必要な建物(診療所、保育所、食料品店、理髪店等)
- 第2号 鉱物資源、観光資源等の有効利用上必要な建物(生コン工場、観光展望台等)
- ⋮
- 第10号 地区計画に適合する建物
- 第11号 市街化区域に隣接・近接しおおむね50戸以上連たんしている地域における建物
- 第12号 市街化促進のおそれがなく、市街化区域で行うことが困難な建物

2. 上記のように類型化できない開発行為については、第三者機関に付議して個別に一件審査する(都市計画法第34条第14号)。

○前各号に掲げるもののほか、都道府県知事等が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認める開発行為

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項
(薬剤師法に基づく調剤制限等の規制緩和)

厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課
令和3年10月15日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

へき地や離島等を含め、地域で必要な医薬品の提供や薬剤師によるサービスが提供ができるよう、考えていくことは重要である。

調剤行為自体は、医療安全の観点から適切に実施できるよう、薬剤師法第19条において、原則として、薬剤師でない者は調剤してはならないこととしている。また、院内処方においては、当該医療機関内において医師が自己の処方箋により自ら調剤する必要がある。

御指摘の事案に関しては、地域の薬剤師会等の協力の下、離島における医薬品提供体制を考えることが望ましい。

薬剤師法（昭和35年法律第146号）（抜粋）

（調剤）

第19条 薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、医師若しくは歯科医師が次に掲げる場合において自己の処方せんにより自ら調剤するとき、又は獣医師が自己の処方せんにより自ら調剤するときは、この限りでない。

- 一 患者又は現にその看護に当たっている者が特にその医師又は歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する旨を申し出た場合
- 二 医師法（昭和23年法律第201号）第22条各号の場合又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第21条各号の場合

参照条文

提案事項に対する対応方針

< 対応方針 >

- 調剤行為自体は、医療安全の観点から適切に実施できるよう、薬剤師法第19条において、原則として、薬剤師でない者は調剤してはならないこととしている。また、院内処方においては、当該医療機関内において医師が自己の処方箋により自ら調剤を行う必要があり、看護師が調剤を行うことはできない。
- へき地及び離島における医薬品提供については、自治体、地域の関係者で協議し、薬剤師又は医師*が調剤したものを供給できる体制を整えることが大前提。 * 医師が自己の処方箋により自ら調剤
- その上で、今回ご提案については、荒天により医師が当該離島に行くことができない状況であり、島内に薬局がなく、薬剤師の確保も困難な場合に、当該診療所内で安全及び責任体制が確保されることを前提に、一定の条件を満たす場合において、当該医師の責任の下、当該医師が自己の処方箋により自ら調剤を行う範囲で、当該医師のオンラインの映像及び音声による直接の指示に基づき診療所の医薬品を患者に提供することが可能となるよう関係団体等の意見も踏まえながら年度内に考え方や条件等の整理を行う。

今回の津久見市の案件については、大分県薬剤師会・大分県病院薬剤師会・臼津薬剤師会等、地域の医療関係者により、当該離島の診療所へ薬剤師を常置で派遣する等の対応を行うべく検討を進めており、その旨を津久見市の担当部局に申し入れ済みであると関係団体から聴取している。